



## 独立保証報告書

2011年7月20日

シャープ株式会社  
取締役社長 片山 幹雄 殿

KPMG あずさサステナビリティ株式会社  
大阪市中央区瓦町3丁目6番5号

代表取締役社長 魚位 隆太  
取締役 松尾 幸喜

## 目的及び範囲

当社は、シャープ株式会社(以下、「会社」という。)からの委嘱に基づき、会社が作成し会社のウェブサイト上に開示した「シャープ 環境・社会報告書 2011」(以下、「環境・社会報告書」という。)に対して限定的保証業務を実施した。本保証業務の目的は、環境・社会報告書に記載されている2010年4月1日から2011年3月31日までを対象とした「Q」マークの付されている環境パフォーマンス指標(以下、「指標」という。)が以下に示す会社の定める基準に従って作成されているかについて保証手続を実施し、その結論を表明することである。環境・社会報告書の記載内容に対する責任は会社であり、当社の責任は、限定的保証業務を実施し、実施した手続に基づいて結論を表明することにある。

## 判断規準

会社は環境省の環境報告ガイドライン2007年版及びGlobal Reporting Initiativeのサステナビリティ・レポート・ガイドライン 2006等を参考にして定めた指標の算定・報告基準(以下、「会社の定める基準」という。)に基づいて環境・社会報告書を作成しており、当社はこの会社の定める基準を指標についての判断規準としている。

## 保証手続

当社は、国際監査・保証基準審議会の国際保証業務基準(ISAE)3000「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」(2003年12月改訂)及びサステナビリティ情報審査協会のサステナビリティ情報審査実務指針(2009年12月改訂)に準拠して本保証業務を実施した。本保証業務は限定的保証業務であり、主として環境・社会報告書上の開示情報の作成に責任を有するもの等に対する質問、分析的手続等の保証手続を通じて実施され、合理的保証業務ほどには高い水準の保証を与えるものではない。

当社の実施した保証手続には以下の手続が含まれる。

- 環境・社会報告書の作成・開示方針についての質問
- 会社の定める基準の検討
- 指標に関する算定方法並びに内部統制の整備状況に関する質問
- 集計データに対する分析的手続の実施
- 会社の定める基準に従って指標が把握、集計、開示されているかについて、試査により入手した証拠との照合並びに再計算の実施
- リスク分析に基づき選定した国内1工場における現地往査
- 指標の表示の妥当性に関する検討

## 結論

上述の保証手続の結果、環境・社会報告書に記載されている指標が、すべての重要な点において、会社の定める基準に従って作成されていないと認められる事項は発見されなかった。

当社及び本保証業務に従事したものと会社との間には、サステナビリティ情報審査協会の倫理規程に規定される利害関係はない。

以上